

一 公布済の新規法令

- 1 「データ越境安全評価申告ガイドライン（第一版）」
- 2 「薬品ネットワーク通販監督管理弁法」
- 3 「電信ネットワーク詐欺防止法」
- 4 「企業の技術のイノベーション能力向上の行動方案（2022—2023）」

一、公布済の新規法令

1 「データ越境安全評価申告ガイドライン（第一版）」

国家インターネット弁公室は、2022年8月31日に、翌日の9月1日より施行される「データ越境安全評価弁法」に基づく「データ越境安全評価申告ガイドライン（第一版）」（以下「本ガイドライン」という）を発表した。本ガイドラインは、データ取扱者に対して適正な、規律のあるデータ越境安全評価を実施し、支援することを目指して、「データ越境安全評価弁法」で規定されたデータ越境移転の安全評価の申告方法、申告プロセス、申告書類等の具体的な要求について定めている。詳細は、以下の通りである。

まず適用範囲及び要件に関して、データ取扱者が業務上の必要性から域外にデータを提供する必要がある、データ越境安全評価の適用条件に合致する場合は、「データ越境安全評価弁法」の規定に基づき、本ガイドラインに従いデータ越境安全評価を申告しなければならないとされている。具体的な適用要件としては、①データ取扱者が重要データを域外に提供する場合、②重要情報インフラ運営者または100万人分以上の個人情報を取り扱うデータ取扱者が域外に個人情報を提供する場合、③前年度1月1日以降から累計して10万人分以上の個人情報または1万人分以上のセンシティブ個人情報を域外に提供したデータ取扱者が個人情報を域外に提供する場合、④国家ネットワーク情報管理部门が定めるデータ越境移転安全評価申請を必要とするその他の場合、のいずれかに合致することが挙げられる。また、データの越境移転に該当する行為としては、①データ取扱者が域内の運営において収集し、生成したデータを域外に伝送し、保存する行為；②データ取扱者が、収集し、生成したデータを域内に保存しているものの、域外の機構、組織又は個人がそれらのデータへの問い合わせ、データの取得、ダウンロード、エクスポートをすることができる行為；③国家ネットワーク情報管理部门の定めるその他のデータの越境移転行為を指すと定めている。

次に申告方法及び申告プロセスに関して、データ取扱者が、データ越境安全評価を申告する際に、所在地の省レベルのインターネット情報弁公室を通じて申告書類の書面と電子版を国家インターネット弁公室に提出し申告するとされている。その際、所在地の省レベルのインターネット情報弁公室がデータ取扱者から提出された申告

書類の形式面につき確認し、書類の不備等があればデータ取扱者に補充等を求めることになる（データ越境安全評価弁法第7条）。

また申告書類に関して、本ガイドラインでは、提出を求められる書類の種類及び各書類に対する要求事項が定められている。そのうち、申告の代理人若しくは担当者に対する授權委託書、データ越境安全評価申告書及びデータ越境リスク自己評価報告書のフォーマットもデータ取扱者が参考できるように、本ガイドラインの別紙として添付し、発表されている。

URL：http://www.cac.gov.cn/2022-08/31/c_1663568169996202.htm

（国家インターネット情報弁公室2022年8月31日公布、同年9月1日施行）

2 「薬品ネットワーク通販監督管理弁法」

「薬品ネットワーク通販監督管理弁法」（以下「本弁法」という）は、2022年9月1日に国家市場監督管理総局令第58号として公布され、同年12月1日より施行される。本弁法は合計6章、42条からなり、薬品のネット通販に対する管理、プラットフォーム事業者の責任の履行、監督検査の措置及び法律責任等を定めている。

まず本弁法では、医薬品のネット通販に従事できるのが医薬品市販承認取得者（MAH）又は薬品経営企業（医薬品経営許可証を取得している者）に限られること、並びにワクチン、血液製品、麻醉薬、精神病薬、医療用毒性薬品、放射性医薬品及び医薬品類易制毒化学品等、国が法に従い特殊管理措置を実施する医薬品についてはネット通販が禁止されることが明確にされている。

次に本弁法は、社内の品質安全管理制度、薬学サービス、医薬品の保存・配送、医薬品の適及、リスクコントロール、情報公開等、医薬品のネット通販企業に対して、医薬品経営の全過程について厳しく管理するよう要求している。また第三者プラットフォーム事業者に対しては、医薬品品質安全管理機構を設立し、薬学サービス人員を配置し、医薬品の品質安全、医薬品の情報開示、処方箋審査、処方薬購入時の実名制、医薬品の配送、取引記録の保存、不良反応の報告、クレーム・告発の対応等の管理制度を実施し、関連規定に従い届け出るよう定めている。

なお、本弁法は、プラットフォーム事業者と医薬品ネット通販企

業それぞれの医薬品に関する安全責任、特にプラットフォーム事業者が履行すべき審査義務、検査モニタリング義務、違法行為を発見した際のサービス停止及び報告義務等、並びに医薬品リコールの実施、インシデントに対する対応措置の実施、監督管理中の協力義務を明確にした契約書を薬品ネット通販企業とプラットフォーム事業者の間で締結するように規定している。

URL : https://gkmlsamr.gov.cn/nsjg/fgs/202209/t20220901_349742.html

(国家市場監督管理総局2022年9月1日公布、同年12月1日施行)

3 「電信ネットワーク詐欺防止法」

電信ネットワーク詐欺防止法（以下「本法」という）は、2022年9月2日に公布され、同年12月1日より施行される。本法は、総則、電信ガバナンス、金融ガバナンス、インターネットガバナンス、総合的措置、法律責任、付則という合計7章、50条からなる。本法では、国務院が電信ネットワーク詐欺防止メカニズムを設置し、同メカニズムを通じて電信ネットワーク詐欺への取締り・ガバナンス業務の全面的統制と調整を実施すると定めている。また、本法によれば、電信業務の経営者、銀行業に従事する金融機構、非銀行決済機構、インターネットサービスのプロバイダーに対して、リスクコントロールの責任を負担し、電信ネットワーク詐欺防止に関する内部統制体制及び安全責任制度を建築し、新たな業態に伴う詐欺のリスク安全評価を強化するよう求めている。具体的には、電信業務の経営者は法に従い、電話のユーザーに対する真実の身分情報登記制度を全面的に実行し、銀行業金融機構、非銀行の決済機構は、顧客のために銀行口座、決済口座を開設する時、決済精算サービスを提供する時及び顧客との業務関係が継続している期間中に、顧客についてのデューデリジェンス調査制度を構築し、法に従い受益所有者を識別し、相応するリスクコントロール措置を実施することによって、銀行口座、決済口座等が電信ネットワーク詐欺に悪用されることを防止しなければならないとされている。

URL :

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202209/faadac81d2e94aa0bd7574efc9862cd0.shtml>

(全人代常務委員会2022年9月2日公布、同年12月1日施行)

4 「企業の技術のイノベーション能力向上の行動方案（2022—2023）」

科学技術部及び財政部は、2022年8月15日に「企業の技術のイノベーション能力向上の行動方案（2022—2023）」（以下「本方案」という）を発表した。本方案は、2023年末までに企業のイノベーションに対する優遇政策の実施による効果があらわれ、イノベーションの要素が各企業に飛躍的に集約することで、様々な企業が科学技術のイノベーションによって質の高い発展を遂げる積極的な効果をもたらすことを全体的な目標として提言している。従って、本方案では、企業のイノベーションに対する優遇政策を推進すること、企業が重要な核心的技術の難題に取り組めるよう力を注ぎ支援すること、科学技術の資源及び応用シーンを推進してそれらを企業に開放すること、企業のイノベーションの国際化レベルを向上させること等、計10項目の行動措置が打ち出されている。その中でも注目すべき点として、企業のイノベーションの国際化レベルについて、①条件の整っている企業が先導して、産業イノベーション分野における国際的社会組織を設立し、国際規格・基準の制定に参加することを支持すること、②企業による国家レベルの外国専門家プロジェクト等の申請・実施への支援を強化すること、③外資系の研究開発機構に対する支援策を完備し、外資系の研究開発機構による政府の科学技術プロジェクトへの参加を推奨することが挙げられる。

URL :

http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-08/15/content_5705464.htm

(科学技術部及び財政部2022年8月15日公布、同日施行)

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込☒メールアドレス：info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。